

<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R1 當舖 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築</p> <p>2. 工事場所 阿南市新野町室ノ久保</p> <p>3. 敷地面積</p> <p>4. 工事種目 外構工事</p> <p>5. 工事区分 外構工事一式</p> <p>6. 工期 工事完成年月日は令和 年 月 日とする。</p> <p>II. 建築工事仕様書 ※○印の付いたものを適用する。</p>	<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>④ 監督員事務所 ○監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) 設けない)</p> <p>・監督員事務所の備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 誘負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他</p> <p>⑤ 工事用水、電力等 ○既存電力利用(出来る 出来ない)、電力料金 有償、無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>○既存水利用(出来る 出来ない)、水料金 有償、無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>・電力引込負担金 円</p> <p>・上下水引込負担金 円</p> <p>・ガス引込負担金 円</p> <p>⑥ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等 ○同用地は、(図示の場所に 用意していないので業者にて) 設けること。</p> <p>・借地借家料 円</p>	<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>4 章 地業工事</p> <p>① 一般事項 ・試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。</p> <p>○排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。</p> <p>② 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等 ○材料は、市場品とする。</p> <p>○砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ・砂利は、(切込砂利 ・切込砕石 再生クラッシャーラン)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマ-3回突き、振動コンパクター-2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。</p> <p>○締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>○捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランブ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは 図示 mmとする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシャーラン	図示	図示	RC-40
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲															
切込砂利																		
切込砕石																		
再生クラッシャーラン	図示	図示	RC-40															

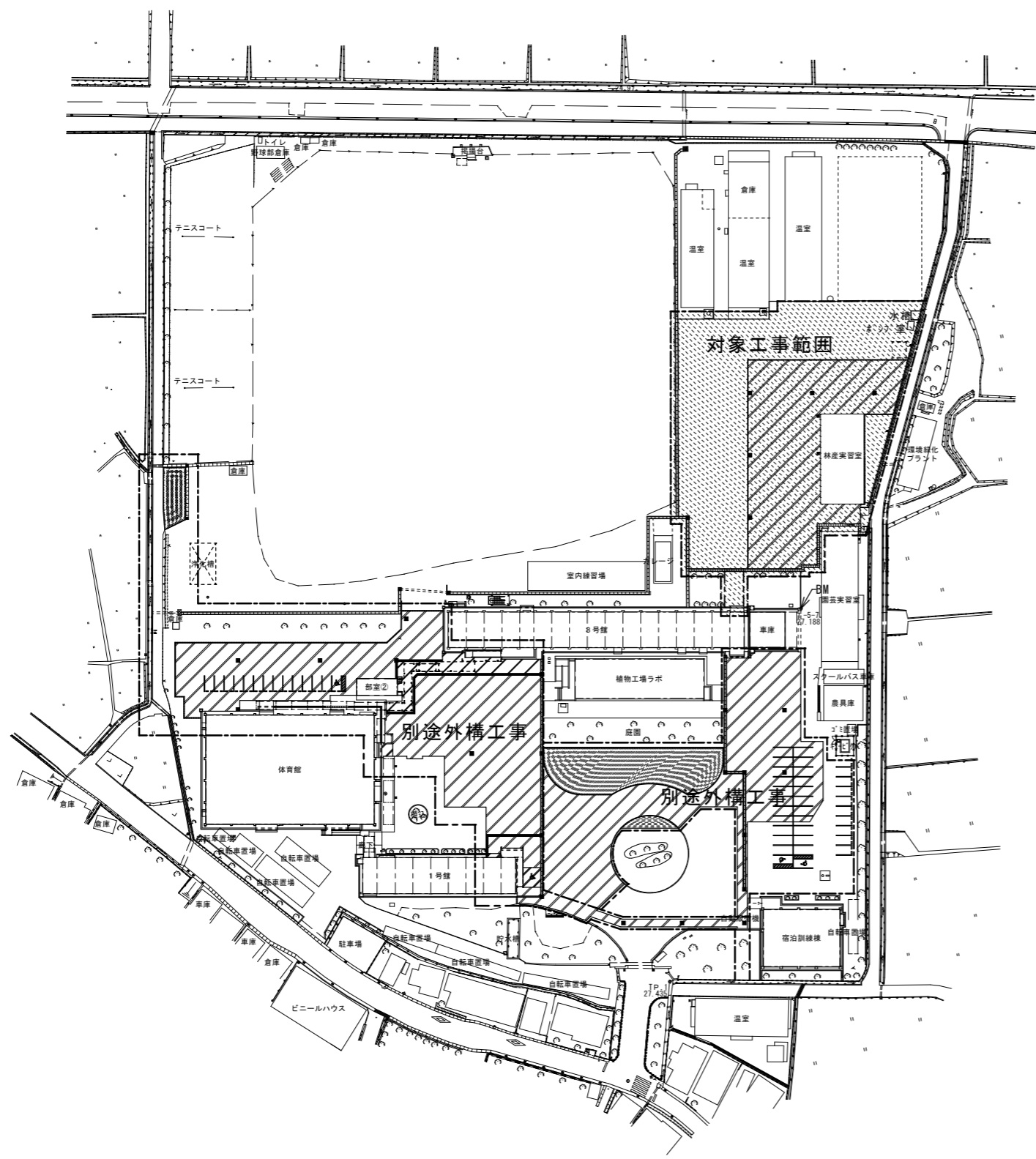
<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>1 章 一般共通事項</p> <p>・建築工事特記仕様書を準用すること。</p> <p>2 章 仮設工事</p> <p>① 敷地の状況確認 ○施工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>② ベンチマーク ○設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p> <p>③ 足場等</p> <p>・仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>・労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>・労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>・受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・外部足場(種類: , 仕様: 枚布、D= cm、シート仕様:) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>・内部足場(種類: , 仕様: 枚布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)</p> <p>○仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>○仮囲い(仕様: フェンスリット、H= 1.8 m、L= 55 m)(図示)</p> <p>○ゲート 有、無、仕様: フェンスリット)</p> <p>・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>・その他</p>	<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>3 章 土工事</p> <p>① 根切り ○周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>○敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>○根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>② 排水 ○工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>③ 埋め戻し及び盛土 ○使用土は(A種 B種、C種・D種)とし、機器により締め固める。</p> <p>・本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。 なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。 利用目的: 盛土(埋め戻し) 工 事 名: HOO営繕 OO工事建築(記入例) 場 所: OOs市OO町OO番地(記入例)</p> <p>・本工事は、次に掲げる場所に仮置している建設発生土を使用すること。 利用目的: 盛土(埋め戻し) 場 所: OOs市OO町OO番地(記入例)</p> <p>・建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。 ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合</p> <p>・余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。</p> <p>・六価クロム溶出試験を(行う ・行わない)。 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。</p> <p>④ 地均し ○建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>・地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。</p> <p>⑤ 建設発生土の処理 ○監督員の指示する箇所に場内敷き均しとする。</p> <p>・場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>・土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p>	<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>5 章 鉄筋工事</p> <p>① 材料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, 13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状: 寸法: 径:</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 材料試験 ○材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>③ 加工及び組立て ○鉄筋の継手は(重ね継手、ガス圧接継手・特殊継手)とする。</p> <p>・鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>○結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>・柱、梁の主筋は、ガス圧接継手とする。</p> <p>・耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは() mmとする。</p> <p>・先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。</p> <p>・スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。</p> <p>・鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>・鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 ○柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。</p> <p>○目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。</p> <p>・杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭先端からとする。</p> <p>○各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。</p> <p>⑤ 配筋検査 ○主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, 13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 径:	
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)															
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, 13															
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-																
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 径:																

工事名	R1 當舖 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	株式会社 橋 建 築 事 務 所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所	(1 期 工 事)	-	B-01
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878		外構工事特記仕様書(1)		

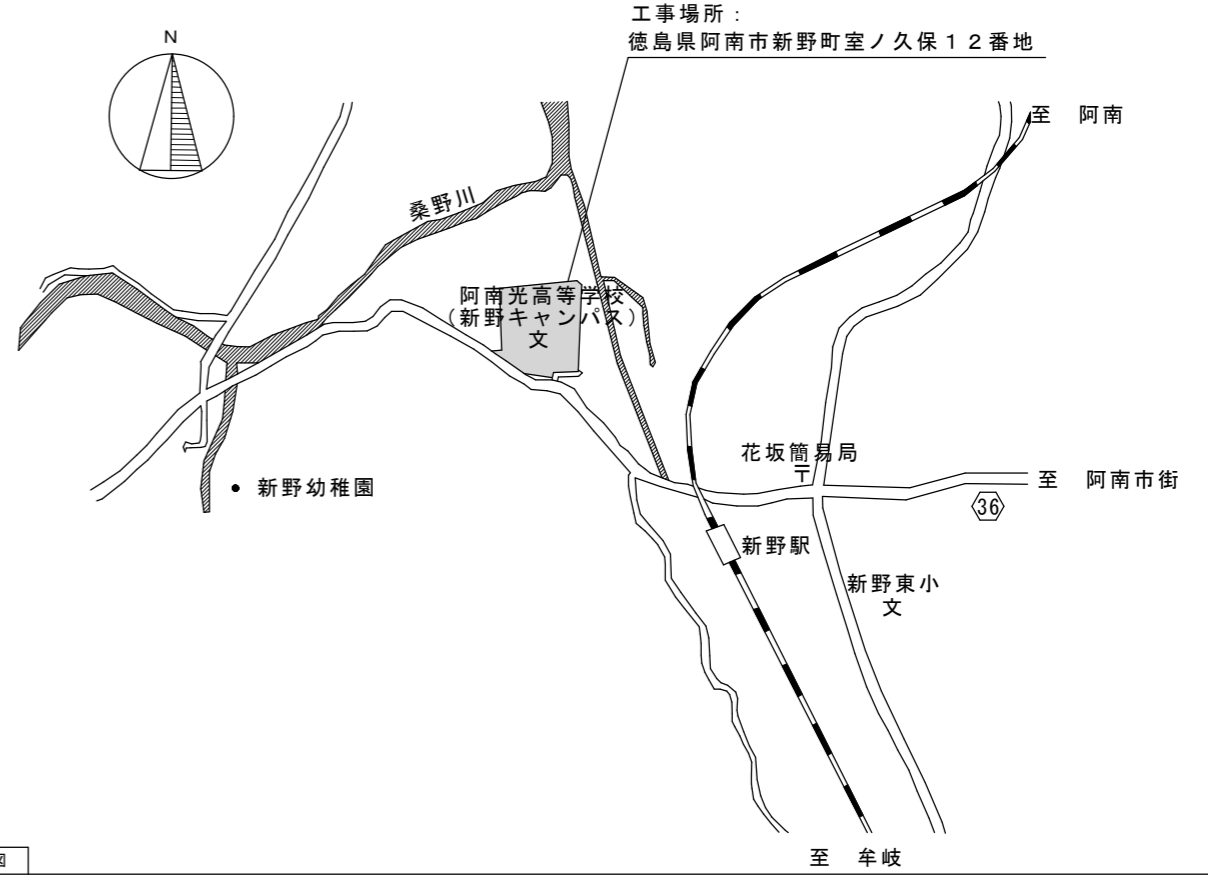
章	項目	特記事項																																			
6章 コンクリート工事	① 一般事項	<p>○設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理 強度 F_n(N/mm²)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の 有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.4</td> <td>外構工作物</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>・コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _n (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21	15	無		2.4	外構工作物																			
	コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理 強度 F _n (N/mm ²)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所																													
普通	21	21	15	無		2.4	外構工作物																														
② コンクリートの仕上がり	<p>○コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.31による。</p> <p>○合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。</p> <p>○コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.51による。</p>																																				
③ 普通コンクリート	<p>○セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)、混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>○骨材は、標仕6.3.1(b)による。</p> <p>○細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。</p> <p>○細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>○コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.41による。</p> <p>○試験りは(行う・行わない)。</p> <p>○所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>○受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>○混和材料はを使用する場合の種類は標仕6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>○コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(a)(1)による。</p>																																				
④ レディミクストコンクリート工場の指定	○工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																				
⑤ 型枠	<p>○型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上がり種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(1)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3(b)(2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>針葉樹</td> <td>12</td> <td>外構工作物</td> </tr> </tbody> </table> <p>・スリーブの材種()</p> <p>・打ち放し仕上げの打ち増し厚さは mmとする。</p> <p>・誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。</p>	型枠の種類	仕上がり種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.3(b)(1)	A種	あり				6.8.3(b)(2)	B種	なし				6.8.3(b)(2)	C種	なし				6.8.3(b)(2)	普通型枠	なし	針葉樹	12	外構工作物
型枠の種類	仕上がり種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	—	なし																																			
6.8.3(b)(1)	A種	あり																																			
6.8.3(b)(2)	B種	なし																																			
6.8.3(b)(2)	C種	なし																																			
6.8.3(b)(2)	普通型枠	なし	針葉樹	12	外構工作物																																

章	項目	特記事項																																																																												
7章 排水工事	① 無筋コンクリート	<p>○無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート</p> <p>○設計基準強度 (18) N/mm²、スランブ (15) cm</p> <p>○適用箇所：図示</p>																																																																												
	② 排水管	<p>○排水管材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○側溝の形状：図示</p> <p>○排水マスの種類：図示</p> <p>○グレーチング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>イ/バ-ピッチ</th> <th>垂鉛めつき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>排水蓋</td> <td>図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・製造所：評価名簿による</p> <p>・鋼鉄製マンホールふた</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>適用荷重</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・製造所：評価名簿による</p> <p>○砂の粒度試験は、(行う・行わない)</p> <p>③ 街きよ、緑石、側溝</p>	材質	管の種類	呼び径	備考	硬質塩化ビニル管	VP	150										材質	用途	適用荷重	イ/バ-ピッチ	垂鉛めつき付着量	上面形状	備考	スチール	排水蓋	図示																			名称	種類	適用荷重	備考													<p>○地業材料：再生クラッシュアラン 厚さ：図示</p> <p>・砂利地業の厚さは、()mmとする。</p> <p>○コンクリート設計基準強度等： 21 N/mm²、スランブ= 15 cm</p> <p>○街きよ、緑石及び側溝</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑石</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側溝</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○地業材料の種類：再生クラッシュアラン 厚さ：図示</p> <p>○コンクリート：設計基準強度(21 N/mm²)、スランブ(15)</p> <p>○埋め戻し材料：(A・B・C・D)種とする。</p> <p>○排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。</p>	名称	形状	寸法	備考	緑石	図示	図示		側溝	図示	図示				
材質	管の種類	呼び径	備考																																																																											
硬質塩化ビニル管	VP	150																																																																												
材質	用途	適用荷重	イ/バ-ピッチ	垂鉛めつき付着量	上面形状	備考																																																																								
スチール	排水蓋	図示																																																																												
名称	種類	適用荷重	備考																																																																											
名称	形状	寸法	備考																																																																											
緑石	図示	図示																																																																												
側溝	図示	図示																																																																												
④ その他	○地業材料の種類：再生クラッシュアラン 厚さ：図示 <p>○コンクリート：設計基準強度(21 N/mm²)、スランブ(15)</p> <p>○埋め戻し材料：(A・B・C・D)種とする。</p> <p>○排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。</p>																																																																													
8章 舗装工事	① 路盤	<p>○路盤材料(再生クラッシュアラン)、車道部の厚さは(100)mm</p> <p>○締固め試験は(行う・行わない)。</p> <p>○路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p>																																																																												
② 砂利敷き	○砂利敷きの種別は(A種・B種)とする。																																																																													
③ 排水の処理	○舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。																																																																													

章	項目	特記事項



外構全体平面図 S=1/1,000



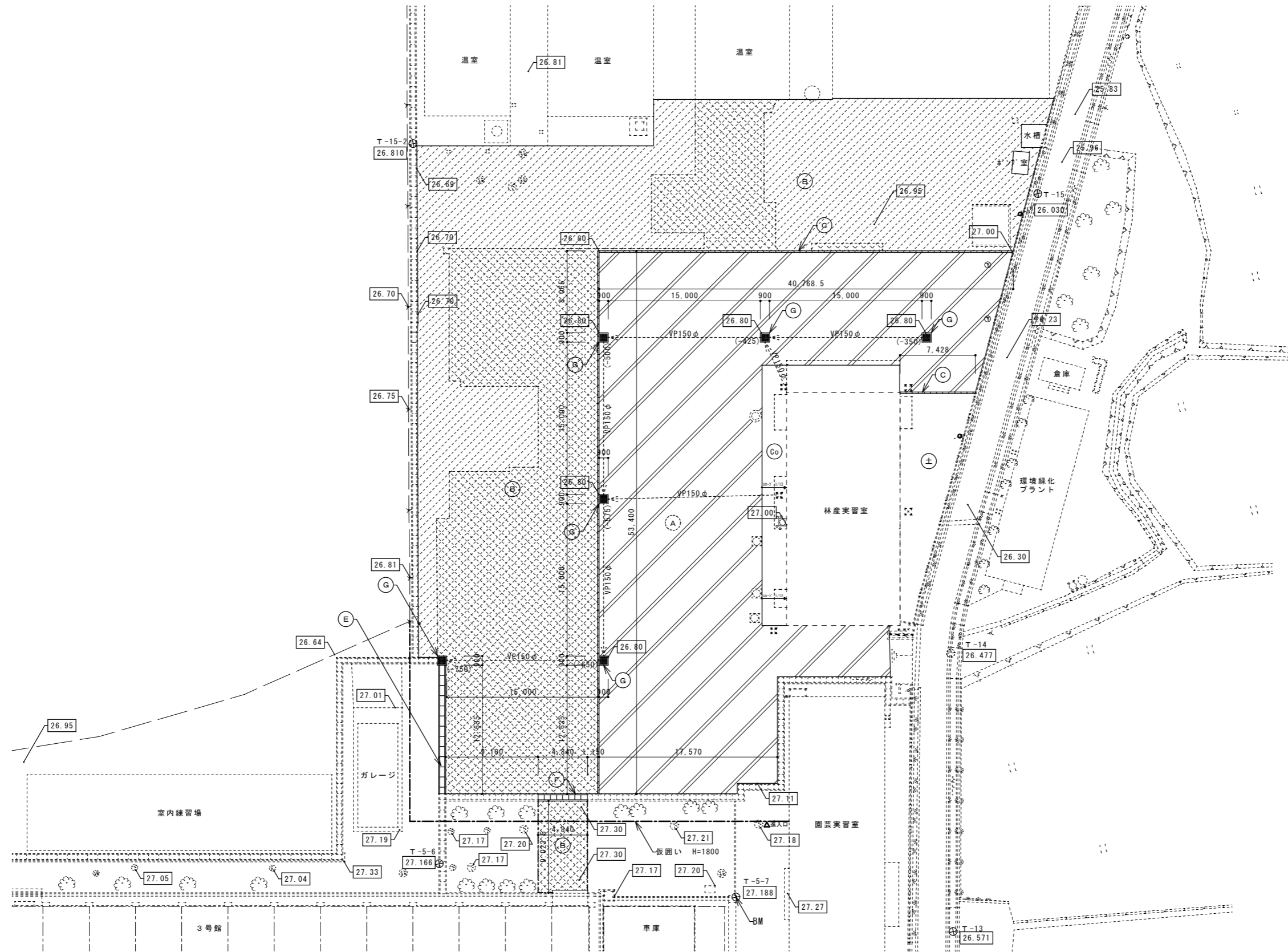
付近見取図

工事場所：
徳島県阿南市新野町室ノ久保12番地

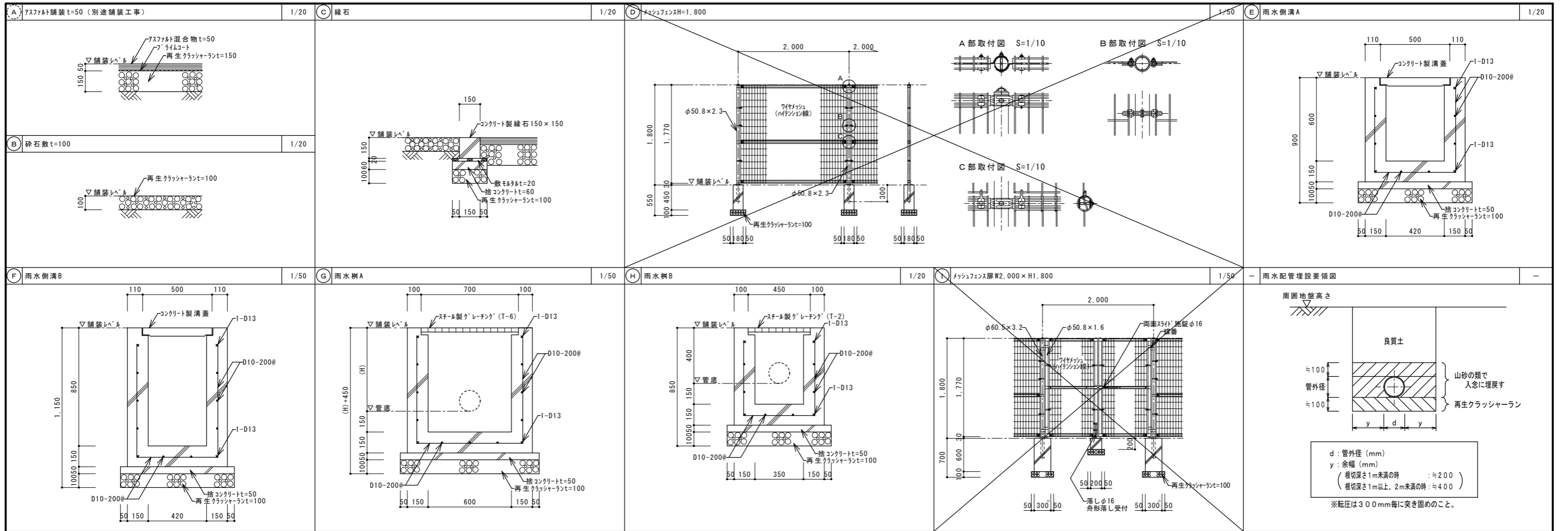
■支障物件について

- ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ・受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

工事名	R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築	株式会社 橋建築事務所	一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸	(1期工事)	1/1,000	B-03
			〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所			
			一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878			
			外構全体平面図, 付近見取図			



既存舗装仕上り		凡例							
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	A	アスファルト舗装 t=50 (別途舗装工事)	E	雨水側溝 A	I	メッシュフェンス厚 W2,000 × H1,800		
Co	既存コンクリート舗装 t=100	B	砕石敷 t=100	F	雨水側溝 B	****	レベルを示す		
砕	既存砕石敷	C	緑石	G	雨水樹 A (-****) は管底レベルを示す	---	掘取り範囲を示す		
土	整地のまま	D	メッシュフェンス H=1,800	H	雨水樹 B (-****) は管底レベルを示す	---	盛土範囲を示す		



工事名 R1 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 林産実習室耐震改修他工事建築

株式会社 橋 建築 事務所

一級建築士登録 第108457号 浜岡孝幸
〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 (株)橋建築事務所
一級建築士事務所 登録番号 徳島県知事 登録第61015号 電話(088)625-7878

(1期工事)
外構詳細図

1/20
1/50
B-06